

令和4年度 JEES・三菱商事科学技術学生奨学生 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、三菱商事株式会社のご支援により、「JEES・三菱商事科学技術学生奨学生」(以下「本奨学生」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学生は、わが国の科学技術人材育成に寄与するため、日本国内理系大学院生(博士後期課程)に対して経済的な支援を行うことを目的とする。

2 本奨学生の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学生の寄付者である三菱商事株式会社は、企業理念である「三綱領(所期奉公・処事光明・立業貿易)※」の精神を基盤に、有用人材の育成を行うことを目的として資金を提供された。

※ 三菱商事は世界約90の国・地域に広がる当社の拠点と約1,700の連結事業会社と協働しながらビジネスを開拓しています。(ご参考:三菱商事HP:<https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/>)

※ 「三綱領」…三菱四代目社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、昭和9年に制定され、三菱商事(株)の企業理念となっています。三菱商事(株)では、この精神を土台とし、世界中で幅広い分野における貢献活動を行っています。

・所期奉公—事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。

・処事光明—公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。

・立業貿易—全世界、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

(1) 令和4年4月に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の博士後期課程に正規生として在籍する者。※一貫制博士課程の3,4,5年次は博士後期課程とみなす。

(2) 日本国籍を有する者、又は日本への永住を許可されている者。

(3) 成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度な能力を備え、活動出来ると認められること。

(4) 理系分野を専攻する者(医学部・薬学部は除く)。

(5) 本奨学生の受給期間中、本協会が実施する他の奨学生を受給せず、他の団体から受ける奨学生等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者。[貸与型(返済が必要なもの)奨学生、学費免除は除く]

(6) 経済的援助を必要とする者。

(7) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。

(8) 令和4年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

30名(程度)

5 支給内容

| | |
|-------|----------|
| 月額奨学生 | 100,000円 |
| 一時金 | 100,000円 |

6 支給期間

令和4年4月から令和5年3月まで

7 応募・推薦方法

(1) 本奨学生を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、

本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

| | 提出物 | 提出方法 | ファイル形式 | 備考 |
|-----|-------------|------|--------|--------------------|
| (1) | 願書(様式 1) | メール | Excel | 日本語で書かれたものに限る |
| (2) | 推薦書(様式 2) | 郵送 | — | |
| (3) | 推薦理由書(様式 3) | メール | Excel | 推薦理由は、指導教官等が記入すること |

※メールの送付先は ix-app@jees.or.jp とする。

9 応募・推薦書類の提出期限

メール、郵送ともに令和 4 年 1 月 17 日(月)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。令和 4 年 3 月下旬を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学生は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学生支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学生受給終了後、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会に遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学生を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (5) 奨学生は本奨学生受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会等に可能な限り参加すること。

13 本奨学生の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学生の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学生支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学生の支給期間内において奨学生の支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学生の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学生奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学生の支給を休止または終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学生の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学生の返還義務を負わない。ただし、13 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学生の返還を求める場合がある。また、本奨学生寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学生採用決定(本奨学生採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学生の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学生奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学生を辞退し、他の奨学生を受給することはできない。

- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学生に応募することはできない。(ただし、本奨学生の受給終了後に支給を開始する他の奨学生は除く。)
- (4) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学生を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学生事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士後期課程 3 年とし、この期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学生に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学生に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学生の奨学生を決定するため。
- ② 奨学生支給事務のため。
- ③ 奨学生授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学生寄付者のホームページ等において広報目的に使用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242

応募・推薦書類提出用 E-mail: ix-app@jees.or.jp

問い合わせ用 E-mail: ix@jees.or.jp

以上